

イ 行政から依頼された、県・市・区の広報を行い、学校や地域団体からの情報誌の配付を行う

議案 7 平成 30 年度予算案審議

この総会資料 8 ページの予算案をご審議ください。

議案 8 質疑応答

議案 9 鴨志田緑自治会 個人情報取り扱い方法 審議

平成 29 年 5 月 30 日より小規模団体でも個人情報保護法が適用されます。(自治会も対象になります)このため当自治会でも個人情報の取り扱い方法を定めて運用する必要があります。

法に定められた個人情報取り扱いに関して 8 つのチェックポイントを守る必要があります。

- 1 : 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝える事
- 2 : 個人情報は決めた目的以外には使わないこと
- 3 : 個人情報を第 3 者に渡す際は本人の同意を得ること
- 4 : 個人情報のうち、要配慮個人情報については特別なルールを守ること
- 5 : 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること
- 6 : 取得した個人情報は安全に管理すること
- 7 : 苦情の申し出に対応すること
- 8 : 不要となった会員名簿について復元不可能な状態にして廃棄すること

この 8 つポイントなどを考慮して「鴨志田緑自治会 個人情報取り扱い方法(案)」「鴨志田緑自治会加入申込書」「名簿掲載個人情報の第三者提供記録簿」を作成しました。

ご審議ください。